WaiMAX+5G サービス契約約款

令和6年12月1日版

WaiMAX

powered by UQ WiMAX

第１章　総則

（規約の適用）

第１条　当社は、このWaiMAX＋5Gサービス利用規約（以下「この約款」といいます。）により、WaiMAXサービスを提供します。

（規約の変更）

第２条　当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。なお、当社は、変更後のこの約款及びその効力発生時期を、当社が別途定めた方法にて周知するものとし、変更後のこの約款は当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

（用語の定義）

第３条　この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用　　語	用 語 の 意 味
１　電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
２　電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
３　登録電気通信事業者	電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号。以下「事業法」といいます。）第９条の登録を受けた者
４　届出電気通信事業者	事業法第１６条第１項の届出を行った者
５　電気通信事業者	登録電気通信事業者又は届出電気通信事業者
６　電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
７　端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって１の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
８　自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
９　無線基地局設備	無線機器（アンテナ設備及び無線送受信装置を有する端末設備又は自営電気通信設備をいいます。以下同じとします。）との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備であって、次のもの （１）無線設備規則（昭和２５年電波監理委員会規則第１８号。以下同じとします。）第４９条の２９に定める条件に適合する無線基地局設備（ＵＱＣ等が設置するものに限ります。以下「ＷｉＭＡＸ２＋基地局設備」といいます。） （２）電波法施行規則第３条第１項第８号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則（昭和６３年郵政省令第４６号)に定める第五世代移動通信システムによるもの（ＫＤＤＩ等が設置するものに限ります。以下「５Ｇ基地局設備」といいます。） （３）電波法施行規則第３条第１項第８号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則に定める三・九ー四世代移動通信システムによるもの（ＫＤＤＩ等が設置するものに限ります。以下「ＬＴＥ基地局設備」といいます。）
１０　ＵＱＣ	ＵＱコミュニケーションズ株式会社
１１　ＫＤＤＩ等	ＫＤＤＩ株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社
１２　ＵＱＣ等	ＵＱＣ及びＫＤＤＩ等

１３　特定データ通信機器	ＷｉＭＡＸ２＋基地局設備、５Ｇ基地局設備及びＬＴＥ基地局設備と通信する機能を有する無線機器
１４　ＷａｉＭＡＸサービス	当社が無線基地局設備を使用して提供するパケット通信による電気通信サービスであって、他の電気通信事業者の電気通信事業の用に供するもの（ＵＱＣが提示する「ＵＱ ＷｉＭＡＸサービス 技術参考資料 総則」により提供する電気通信サービスに限ります。）
１５　契約者回線	この規約に基づき当社が無線基地局設備と特定データ通信機器との間に設定する電気通信回線
１６　サービス取扱所	WaiMAXサービスに関する業務を行う当社の事業所
１７　WaiMAX契約	この規約に基づき当社からWaiMAXサービスの提供を受けるための契約
１８　料金契約	WaiMAX契約に基づき当社から契約者回線の提供を受けるための契約であって、１の契約者回線ごとに申込みを行うことにより成立するもの
１９　ＷａｉＭＡＸ契約者	当社とWaiMAX契約を締結している者
２０　ＭＶＮＯサービス	WaiMAX契約者がWaiMAXサービスを利用して提供する電気通信サービス
２１　利用者	ＭＶＮＯサービスの提供を受けている者
２２　ＣＵＩ	ＭＶＮＯサービスの利用者を一意に識別するために当社が、別に定めるところにより割り当てられる英字又は数字の組み合わせ
２３　ＵＩＭカード	電話番号その他の情報を記憶できるICカードであって、WaiMAXサービスの提供のために当社がWaiMAX契約者に貸与するもの
２４　セッション	当社又はＵＱＣ等の電気通信設備において特定データ通信機器に係るＩＰアドレスの割り当てを維持している状態
２５　ＷｉＭＡＸ２＋通信	ＷｉＭＡＸ２＋基地局設備と特定データ通信機器との間に設定される契約者信回線により行われる通信
２６　５Ｇ通信	５Ｇ基地局設備と特定データ通信機器との間に設定される契約者回線により行われる通信
２７　ＬＴＥ通信	ＬＴＥ基地局設備と特定データ通信機器との間に設定される契約者回線により行われる通信
２８　料金月	１の暦月の起算日（当社がWaiMAX契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
２９　グローバル ＩＰアドレス	社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターその他ＩＰアドレスを管理及び指定する事業者が割り当てるＩＰアドレス
３０　プライベート ＩＰアドレス	グローバルＩＰアドレス以外のＩＰアドレス
３１　消費税相当額	消費税法（昭和６３年法律第１０８号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額、並びに地方税法（昭和２５年法律第２２６号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
３２ ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
３３ 電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和 2 年法律第 53 号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和 2 年総務省令第 110 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金

第２章　WaiMAXサービスの種類

（WaiMAXサービスの種類）

第３条の２　WaiMAXサービスには次の種類があります。

種類	内容
第１種 WaiMAXサービス	第２種WaiMAXサービス以外のもの
第２種 WaiMAXサービス	別表（オプション機能）に定める５Ｇ　ＳＡオプションを利用可能なＵＩＭカードを挿入している端末設備との間に電気通信回線を設定して提供するもの

２　WaiMAX契約者は、WaiMAXサービスの種類の変更を請求することはできません。

（WaiMAXサービスの通信モード）

第３条の３　WaiMAX契約者は、次表に定める通信モード（それぞれ同表の右欄に定める通信を利用可能とする特定データ通信機器の設定であって、当社が指定する仕様に準拠したものをいいます。以下同じとします。）を選択することができます。

通信モード	内容
スタンダードモード	ＵＱＣ所定のＷＥＢサイトに掲載しているスタンダードモードに係る区域におけるＷｉＭＡＸ２＋通信、５Ｇ通信及びＬＴＥ通信を利用可能とする特定データ通信機器の設定であって、ＵＱＣが指定する仕様に準拠したもの
プラスエリアモード	ＵＱＣ所定のＷＥＢサイトに掲載しているプラスエリアモードに係る区域におけるＷｉＭＡＸ２＋通信、５Ｇ通信及びＬＴＥ通信を利用可能とする特定データ通信機器の設定であって、ＵＱＣが指定する仕様に準拠したもの
備考 スタンダードモード又はプラスエリアモードに係る区域については、ＵＱＣが、以下のＷＥＢサイトに掲示する内容に従うものとします。 https://www.uqwimax.jp/wimax/area/	

第２章の２　WaiMAX契約

（WaiMAX契約の単位）

第４条　当社は、WaiMAX契約に係る１の申込みごとに１のWaiMAX契約を締結します。

（WaiMAX契約申込みの方法）

第５条　WaiMAX契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書をそのWaiMAXサービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

（WaiMAX契約申込みの承諾）

第６条　当社は、WaiMAX契約の申込みがあったとき、受け付けた順序に従って書面により承諾します。

２　前項の規定にかかわらず、当社は、業務上の都合により、その申込みの承諾を延期することがあります。

３　前２項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

（１）WaiMAX契約の申込みをした者が当社のWaiMAXを含む他のサービスに係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（２）前条に基づき提出された契約申込書その他の書類に不備があるとき。

（３）WaiMAX契約の申込みをした者が、第３１条（利用停止）第１項各号の規定のいずれかに該当し、WaiMAXサービスの利用を停止されたことがある又はWaiMAX通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。

（４）第６９条（不適正行為の禁止）の規定に違反するおそれがあるとき。

（５）ＭＶＮＯサービスの需要見込等から判断して当社及びＵＱＣ等の電気通信回線設備の保持が困難となるおそれがあるとき。

（６）ＭＶＮＯサービス以外の自己の業務の用に利用することがそのWaiMAX契約の主たる目的であると当社が判断したとき。

（７）WaiMAX契約の申込みをした者が事業法手続（ＭＶＮＯサービスの提供に必要となる事業法第９条又は第１６条第１項に係る手続きをいいます。以下同じとします。）を行った事実を確認できなかったとき（その事業法手続が行われる見込みがあると当社が判断したときを除きます。）。

（８）第７３条（無線事業における利用の禁止）の規定に違反するおそれがあるとき。

（９）その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

（WaiMAX契約上の地位の移転又は承継）

第７条　WaiMAX契約者が事業の全部若しくは一部を譲渡することによりWaiMAX契約上の地位を移転しようとする場合又はWaiMAX契約者について法人の合併若しくは分割又は相続によりWaiMAX契約上の地位の承継があった場合は、当社の承諾を受けなければ、その効力を生じません。

２　WaiMAX契約上の地位の移転又は承継の承諾を受けようとするときは、WaiMAX契約者及び当該事業の全部若しくは一部を譲り受けた者又は合併後存続する法人、合併により設立した法人、分割により当該事業の全部若しくは一部を承継した法人若しくは相続人（相続人が２人以上ある場合においてその協議により当該事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者とします。）は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、速やかにWaiMAXサービスの契約事務を行うサービス取扱所に申し出ていただきます。

３　前項の場合において、当社は第６条（WaiMAX契約申込みの承諾）の規定を準用するものとし、同条中「WaiMAX契約の申込みがあったとき」とあるのは「WaiMAX契約上の地位の移転又は承継に係る申出があったとき」と、「WaiMAX契約の申込みをした者」とあるのは「WaiMAX契約上の地位の移転又は承継を受けようとする者」と、「契約申込書」とあるのは「前項の書面」と読み替えるものとします。

（WaiMAX契約者の名称等の変更の届出）

第８条　WaiMAX契約者は、契約者情報（名称、代表者の氏名、住所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先その他のWaiMAX契約者に関する情報をいいます。以下同じとします。）に変更があったときは、そのことを速やかにWaiMAXサービスの契約事務を行うサービス取扱所に当社所定の書面により届け出ていただきます。

２　当社は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

３　WaiMAX契約者は、第１項の届出を怠ったことにより、当社がそのWaiMAX契約者の従前の契約者情報に基づき書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべき時にそのWaiMAX契約者が通知内容を了知したものとして扱うことに同意していただきます。

４　WaiMAX契約者が事実と異なる届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者情報に基づき書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。

５　前２項の場合において、当社は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。

６　当社は、契約者情報が事実と異なっているものと判断したときは、この規約の規定によりWaiMAX契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

（WaiMAX契約者が行うWaiMAX契約の解除）

第９条　WaiMAX契約者は、会員契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめそのWaiMAXサービスの契約事務を行うサービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

（当社が行うWaiMAX契約の解除）

第10条　当社は、第３１条（利用停止）の規定によりWaiMAXサービスの利用を停止された WaiMAX契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのWaiMAX契約を解除することがあります。

２　前項の規定にかかわらず、当社は次のいずれかに該当する場合には、WaiMAXサービスの利用停止をしないでそのWaiMAX契約を解除することがあります。

（１）WaiMAX契約者が第３１条（利用停止）第１項第９号から第１４号までの規定のいずれかに該当しているとき。

（２）その他WaiMAX契約者が第３１条（利用停止）第１項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるとき。

３　前２項の規定にかかわらず、当社は、WaiMAX契約者について、破産法（平成１６年法律第７５号）、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにそのWaiMAX契約を解除することができます。

４　当社は、第１項又は第２項の規定により、そのWaiMAX契約を解除しようとするときは、あらかじめWaiMAX契約者にそのことを通知します。

（WaiMAX契約の終了）

第11条　WaiMAX契約は、次のいずれかに該当する場合には、当該事由発生時に終了するものとします。

（１）WaiMAX契約者が法人である場合において、その法人が合併によらず解散したとき。

（２）WaiMAX契約者が死亡し相続人がいないとき。

（３）その他WaiMAXサービスを提供できなくなったとき。

２　当社は、前項第５号の規定により、そのWaiMAX契約が終了するときは、あらかじめWaiMAX契約者にそのことを通知します。

第３章　料金契約

（料金契約の単位）
第12条　当社は、１のＣＵＩごとに１の料金契約を締結します。

（料金契約申込みの方法）
第13条　料金契約の申込みをするときは、当社所定の方法により必要事項を記載した契約申込書（電子ファイルを含み、以下同じとします。）をそのWaiMAXサービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

（料金契約申込みの承諾）
第14条　当社は、料金契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
２　前項の規定にかかわらず、当社は、業務上の都合により、その申込みの承諾を延期することがあります。
３　前２項の規定にかかわらず、当社は次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
（１）契約申込書その他の書類に不備があるとき。
（２）WaiMAX契約者が第３１条（利用停止）第１項各号の規定のいずれかに該当しているとき。
（３）第７３条（無線事業における利用の禁止）の規定に違反するおそれがあるとき。
（４）その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

（料金契約に係る契約移行）
第15条　WaiMAX契約者は、契約移行（当社が別に定める態様により、WaiMAX契約を解除すると同時に新たに料金契約を締結すること及び第１種WaiMAXサービスに係る料金契約を解除すると同時に新たに第２種WaiMAXサービスに係る料金契約を締結することをいいます。以下同じとします。）を申し出ることができます。

（WaiMAXサービスの利用の一時中断）
第16条　当社は、WaiMAX契約者から当社所定の書面により請求があったときは、WaiMAXサービスの利用の一時中断（その請求のあった契約者回線を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（料金契約に基づく権利の譲渡の禁止）
第17条　WaiMAX契約者が料金契約に基づいて契約者回線の提供を受ける権利は、譲渡することができません。ただし、第７条（WaiMAX契約上の地位の移転又は承継）の規定に基づきWaiMAX契約上の地位の移転があった場合は、この限りでありません。

（WaiMAX契約者が行う料金契約の解除）
第18条　WaiMAX契約者は、料金契約を解除しようとするときは、当社所定の方法によりそのことをあらかじめ、そのWaiMAXサービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

（当社が行う料金契約の解除）
第19条　当社は、第３１条（利用停止）の規定によりWaiMAXサービスの利用を停止された WaiMAX契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その料金契約を解除することがあります。
２　前項の規定にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当する場合には、WaiMAXサービスの利用停止をしないでその料金契約を解除することがあります。
（１）WiMAX契約者が第３１条（利用停止）第１項第９号から第１４号までの規定のいずれかに該当しているとき。
（２）その他WaiMAX契約者が第３１条（利用停止）第１項各号の規定のいずれかに該当する場合にその事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるとき。

３　前２項の規定にかかわらず、当社は、WaiMAX契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその料金契約を解除することができます。

４　当社は、第１項又は第２項の規定により、その料金契約を解除しようとするときは、あらかじめWaiMAX契約者にそのことを通知します。

（料金契約の終了）

第20条　料金契約は、そのWaiMAX契約の解除があったときは、そのWaiMAX契約の解除と同時に終了するものとします。

第３章の２　オプション機能

（WaiMAXサービスの利用の一時中断があった場合の取扱い）

第20条の２　当社は、WaiMAX契約者から請求があったときは、別表に規定するオプション機能を提供します。この場合において、WaiMAX契約者は、そのオプション機能を利用する１の料金契約（現にそのオプション機能を利用しているものを除きます。）を指定していただきます。

２　前項の規定にかかわらず、別記１に定めるオプション機能については、WaiMAX契約者の請求があったものとしてみなして取り扱います。

（WaiMAXサービスの利用の一時中断があった場合の取扱い）

第20条の３　当社は、WaiMAXサービスの利用の一時中断があったときは、そのオプション機能の利用の一時中断を行います。

第４章　特定データ通信機器の利用

第１節　ＵＩＭカードの貸与等

（ＵＩＭカードの貸与）

第21条　当社は、WaiMAX契約者に対し、ＵＩＭカードを貸与します。この場合において、貸与するＵＩＭカードの数は、当社が決定するものとします。

２　当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するＵＩＭカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことをWaiMAX契約者に通知します。

（電話番号その他の情報の登録等）

第22条　当社は、ＵＩＭカードを貸与する場合には、そのＵＩＭカードに電話番号その他の情報の登録等を行います。

２　当社は、その利用者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)の場合であって、その契約者回線に接続する端末設備が、当社が別に定めるものでないときは、前項に基づき登録する電話番号は、電気通信番号規則（令和元年総務省令第４号。）別表第３号に定める電気通信番号（以下「Ｍ２Ｍ等専用番号」といいます。）とします。

（ＵＩＭカードの情報消去及び破棄）

第23条　当社は、次の場合には、当社の貸与するＵＩＭカードに登録された電話番号その他の情報を消去することがあります。当社は、情報の消去に起因する損害については、責任を負わないものとします。ただし、当社が別に定めるものについては、この限りでありません。

（１）そのＵＩＭカードの貸与に係るWaiMAX契約の解除があったとき。

（２）ＵＩＭカード変更その他の事由によりＵＩＭカードを利用しなくなったとき。

２　当社からＵＩＭカードの貸与を受けているWaiMAX契約者は、前項の各号に該当する場合、当社の指示に従ってそのＵＩＭカードに切り込みを入れ、これを破棄していただきます。

（ＵＩＭカードの管理責任）
第24条　WaiMAX契約者は、当社から貸与を受けているＵＩＭカードを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。
２　WaiMAX契約者は、ＵＩＭカードの盗難、紛失又は毀損が生じた場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。
３　当社は、WaiMAX契約者以外の者がＵＩＭカードを利用した場合であっても、そのＵＩＭカードの貸与を受けているWaiMAX契約者が利用したものとみなして取り扱います。
４　当社は、ＵＩＭカードの盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

（ＵＩＭカード暗証番号）
第25条　WaiMAX契約者は、当社が別に定める方法により、ＵＩＭカードにＵＩＭカード暗証番号（そのＵＩＭカードを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。以下同じとします。）を登録することができます。この場合において、当社からそのＵＩＭカードの貸与を受けている契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、そのWaiMAX契約者が登録を行ったものとみなします。

第２節　特定データ通信機器の接続等
（特定データ通信機器の接続）
第26条　WaiMAX契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、特定データ通信機器（当社及びＵＱＣ等に付与された無線局の免許により運用することができるもの及びWaiMAXサービスの契約者回線に接続することができるものに限ります。以下この条において同じとします。）を接続するときは、当社所定の書面により、当社がWaiMAXサービスの契約事務を行うサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。
２　当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
（１）その接続が端末設備等規則（昭和６０年郵政省令第３１号。以下「端末技術基準」といいます。）に適合しないとき。
（２）その接続が電気通信事業法施行規則（昭和６０年郵政省令第２５号。以下「事業法施行規則」といいます。）第３１条で定める場合に該当するとき。
３　当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が端末技術基準に適合するかどうかの検査を行います。
（１）事業法第５３条第１項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
（２）事業法施行規則第３２条第１項で定める場合に該当するとき。
４　当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
５　WaiMAX契約者が、その特定データ通信機器を変更した場合についても、前４項の規定に準じて取り扱います。
６　WaiMAX契約者は、その契約者回線への特定データ通信機器の接続を取りやめたときは、そのことを当社がWaiMAXサービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

（特定データ通信機器に異常がある場合等の検査）
第27条　当社は、特定データ通信機器に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、WaiMAX契約者に、その特定データ通信機器の接続が端末技術基準に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。
この場合、WaiMAX契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第３２条第２項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
２　当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
３　WaiMAX契約者は、第１項の検査を行った結果、特定データ通信機器が端末技術基準に適合していると認められないときは、その特定データ通信機器の契約者回線への接続を取りやめていただきます。

（特定データ通信機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）

第28条　WaiMAX契約者は、特定データ通信機器について、電波法（昭和２５年法律第１３１号）の規定に基づき、当社又はＵＱＣ等が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その特定データ通信機器の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。

２　当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、WaiMAX契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。

３　WaiMAX契約者は、前項の検査等の結果、特定データ通信機器が無線設備規則に適合していると認められないときは、その特定データ通信機器の契約者回線への接続を取りやめていただきます。

（特定データ通信機器の電波法に基づく検査）

第29条　前条に規定する検査のほか、特定データ通信機器の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第２項及び第３項の規定に準ずるものとします。

第５章　利用中止及び利用停止

（利用中止）

第30条　当社は次の場合には、WaiMAX通信サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

（１）ＵＱＣ等の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

（２）第３５条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。

２　当社は、前項の規定によりWaiMAXサービスの利用を中止するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめそのことをそのWaiMAX契約者にお知らせ（個別の通知又は当社所定のＷＥＢサイトに掲示する等の方法により行います。）します。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

（利用停止）

第31条　当社は、WaiMAX契約者が次のいずれかに該当するときは、６か月以内で当社が定める期間（WaiMAXサービスの料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、第２号又は第３号の規定に該当するときは、当社が契約者本人を確認するための書類として、当社がWaiMAXサービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただくまでの間）、そのWaiMAXサービスの利用を停止することがあります。

（１）当社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。

（２）WaiMAXサービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実に反する記載を行ったことが判明したとき。

（３）第８条（WaiMAX契約者の名称等の変更の届出）の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実に反することが判明したとき。

（４）WaiMAX契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のWaiMAXサービスに係る料金その他の債務又はWaiMAX契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務（その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

（５）WaiMAX契約者がそのWaiMAXサービス又は当社と契約を締結している他のWaiMAXサービスの利用において第７０条（不適正行為の禁止）の規定に違反したと当社が認めたとき。

（６）第２７条（特定データ通信機器に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき。

（７）第２８条（特定データ通信機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）又は第２９条（特定データ通信機器の電波法に基づく検査）の規定に違反したとき。
（８）第４９条（預託金の預け入れ）に規定する預託金を預け入れないとき。
（９）ＭＶＮＯサービス以外の自己の業務の用に利用することがそのWaiMAX契約の主たる目的であると当社が判断したとき。
(10) WaiMAX契約者が提出した契約申込書その他の書類の不備について、当社から是正の指摘をしたにもかかわらず、なおその改善が認められないと当社が判断したとき。
(11) WaiMAX契約者が当社への誹謗中傷その他当社の名誉、信用又は利益等を毀損する行為を行っている事実を当社が確認したとき。
(12) WaiMAX契約者が第６１条（守秘義務）の規定に違反したとき。
(13) WaiMAX契約者が第７１条（連絡体制の維持）の規定に違反して継続的又は断続的に当社と連絡が取れない状態を生じさせたとき。
(14) WaiMAX契約者が第７２条（利用者への対応）第１項又は第２項の規定に違反して利用者への対応を怠っているものと当社が判断したとき。
(15) 第７３条（無線事業における利用の禁止）の規定に違反したとき。
(16) 第７４条（再卸サービスの禁止）の規定に違反したとき。
(17) その他この規約又は法令に違反したとき。

２　当社は、前項の規定によりWaiMAXサービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をそのWaiMAX契約者に通知します。
ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでありません。

第６章　通信

（インターネット接続サービスの利用）
第32条　WaiMAX契約者は、インターネット接続サービス（WaiMAXサービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。
２　当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

（通信の条件）
第33条　WaiMAX契約者は、当社が別に定めるサービス区域内に特定データ通信機器が在圏している場合に限り通信を行うことができます。
ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
２　WaiMAXサービスに係る通信は、ＵＱＣが別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。
３　WaiMAXサービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。
４　当社は、インターネットに係る電気通信設備（当社が設置したものを除きます。）において行われる通信の品質を保証しません。
５　電波状況等により、WaiMAXサービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。
６　特定データ通信機器に使用されるＩＰアドレスには、プライベートＩＰアドレスとグローバルＩＰアドレスとがあり、当社又はＵＱＣ等がそのいずれかを動的に割り当てるものとします。

（通信利用の制限）

第34条　当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

第35条　当社は、前条の規定による場合のほか、次の通信利用の制限を行うことがあります。

（１）通信が著しく輻輳する場合に、通信時間又は特定地域の契約者回線に係る通信の利用を制限すること。

（２）当社又はＵＱＣ等の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる等、当社又はＵＱＣ等の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社又はＵＱＣ等の電気通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、その契約者回線に係る通信の帯域を制限すること。

（３）当社が別に定める一定時間以上継続してセッションを維持し当社又はＵＱＣ等の電気通信設備を占有する等、その通信がWaiMAXサービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。

（４）当社又はＵＱＣ等の電気通信設備に継続して著しい負荷が生じ、一定期間その解消が見込まれないと当社が認めた場合に、WaiMAXサービスの円滑な提供のために、WaiMAXサービスの契約者回線について、データ通信の伝送速度を制限すること。

２　当社は、その契約者回線に係る通信の１料金月における総情報量（通信の相手方に到達しなかったものを含みます。以下「累計課金対象データ量」といいます。）が次表に定める総量速度規制データ量を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線に係る通信の伝送速度を最高 128Kbit/s に制限する取扱い（以下「総量速度規制」といいます。）を行います。

区分	総量速度規制データ量
第１種 WaiMAXサービス	16,106,127,360 バイト （１５ギガバイト）
第２種 WaiMAXサービス	32,212,254,720 バイト （３０ギガバイト）

３　契約移行があった場合、契約移行前の契約者回線に係る通信の累計課金対象データ量を、前項に定める累計課金対象データ量に合算します。

第36条　当社は、前２条の規定によるほか、当社又はＵＱＣ等が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は当社若しくはＵＱＣ等に対する代金債務（立替払等に係る債務を含みます。）の履行が為されていないと判断した特定データ通信機器が契約者回線に接続された場合、その契約者回線を用いた通信の利用を制限することがあります。

第37条　当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

第７章　料金等

第１節　料金

（料金）

第38条　WaiMAXサービスの料金は、料金表第１表（WaiMAXサービスに関する料金）に規定する基本使用料、プラスエリアモードオプション料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び手数料とします。

第２節　料金の支払義務

（基本使用料の支払義務）

第39条　WaiMAX契約者は、その料金契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日（以下「提供開始日」といいます。）から料金契約の解除があった日（以下「提供終了日」といいます。）の前日までの期間（提供開始日と提供終了日が同一の日である場合はその日）について、料金表第１表第１（基本使用料）に規定する基本使用料の支払いを要します。ただし、この規約又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りでありません。

２　前項の期間において、WaiMAXサービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料の支払いは、次によります。

（１）WaiMAX契約者は、利用の一時中断をした時は、その期間中の基本使用料の支払いを要します。

（２）WaiMAX契約者は、利用停止があった時は、その期間中の基本使用料の支払いを要します。

（３）前２号の規定によるほか、WaiMAX契約者は、次の場合を除き、WaiMAXサービスを利用できなかった期間中の基本使用料の支払いを要します。

区　　別	支払いを要しない料金
WaiMAX契約者の責めによらない理由によりその契約に係る全ての契約者回線が利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、２４時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（２４時間の倍数である部分に限ります。）について、２４時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する基本使用料

３　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（基本使用料の日割り）

第40条　当社は、次の場合が生じたときは、その利用日数に応じて基本使用料を日割りします。

（１）その提供開始日又は提供終了日が料金月の起算日以外の日であったとき。

（２）その提供開始日と提供終了日が同一の料金月の起算日であったとき。

（３）料金月の起算日以外の日に、基本使用料の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の基本使用料は、その増加又は減少のあった日から適用します。

（４）第３９条（基本使用料の支払義務）第２項第３号の表の規定に該当するとき。

（５）第４４条（料金の計算方法等）の規定により料金月の起算日の変更があったとき。

２　前項第１号から第４号までの規定による基本使用料の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第３９条（基本使用料の支払義務）第２項第３号の表に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる２４時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。

３　第１項第５号の規定による基本使用料の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

（プラスエリアモードオプション料の支払義務）
第41条　WaiMAX契約者は、WaiMAX契約ごとに、プラスエリアモードによる通信が行われた料金月について、料金表第１表第２（プラスエリアモードオプション料）に規定するプラスエリアモードオプション料の支払いを要します。
２　プラスエリアモードオプション料については、日割りは行いません。

（ユニバーサルサービス料の支払義務）
第42条　WaiMAX契約者は、その料金月の末日に締結していた料金契約（料金月の末日に契約を解除したものを除きます。）について、料金表第１表第３（ユニバーサルサービス料）に規定するユニバーサルサービス料の支払いを要します。
２　WaiMAX契約者は、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社が料金額を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。
３　第１項の規定にかかわらず、そのWaiMAXサービスに係る電話番号がＭ２Ｍ等専用番号である場合、ユニバーサルサービス料の支払いを要しません。

（電話リレーサービス料の支払義務）
第42条の２　WaiMAX契約者は、その料金月の末日に締結していた回線卸契約（料金月の末日に契約を解除したものを除きます。）について、料金表第１表第４（電話リレーサービス料）に規定する電話リレーサービス料の支払いを要します。
２　WaiMAX契約者は、電話リレーサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社が料金額を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。
３　第１項の規定にかかわらず、そのWaiMAXサービスに係る電話番号がＭ２Ｍ等専用番号である場合、電話リレーサービス料の支払いを要しません。

（手数料の支払義務）
第43条　WaiMAX契約者は、WaiMAXサービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第１表第５（手数料）に規定する手数料の支払いを要します。
ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社はその料金を返還します。

第３節　料金等の計算及び支払い

（料金の計算方法等）
第44条　この規約により支払いを要する額は、料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とし、料金月に従って計算するものとします。
ただし、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
２　当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

（料金等の請求）
第45条　当社が必要と判断した場合を除き、当社は書面による請求書の発行を行いません。

（料金等の支払い）
第46条　WaiMAX契約者は、当社が別途指定した預金口座への銀行振込、及びWiMAX契約者指定の口座振替の方法により料金その他の債務を支払っていただきます。
２　前項の場合においてWaiMAX契約者は、WaiMAXサービスを利用した料金月の翌々月１０日までに、その支払いを完了していただきます。
ただし、その請求書等に特段の定めがある場合は、その支払期日によるものとします。
３　WaiMAX契約者は、料金その他の債務について、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

（期限の利益喪失）

第47条　次の各号に定める事由のいずれかが発生したとき（第４号、第５号又は第６号に該当する場合にあっては、料金その他の債務の支払いを怠るおそれがないことをWaiMAX契約者が明らかにしたときを除きます。）は、WaiMAX契約者は、この規約に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。

（１）WaiMAX契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。

（２）WaiMAX契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。

（３）WaiMAX契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。

（４）WaiMAX契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。

（５）WaiMAX契約者について電気通信事業の登録が取消されたとき（ただし、登録電気通信事業者が届出電気通信事業者に変更になるときを除きます。）。

（６）WaiMAX契約者が電気通信事業の全部を廃止したとき。

（７）WaiMAX契約者の所在が不明であるとき。

（８）WaiMAX契約者が預託金を預け入れないとき。

（９）その他WaiMAX契約者の業務継続に重大な支障を及ぼすと認められる状態が発生した場合であって、WaiMAX契約者がその負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。

第４節　預託金

（預託金の預け入れ）

第49条　WaiMAX契約者（WaiMAX契約を締結しようとする者又はWaiMAX契約上の地位の移転若しくは承継を受けようとする者を含みます。以下この条において同じとします。）は、次の各号に定める事由のいずれかに該当し、当社から請求を受けたときは、当社が定める期日までに、預託金を預け入れていただきます。

（１）料金その他の債務について、過去１年以内に支払期日までに支払わなかったことがあるとき。

（２）直近の決算において債務超過であるとき。

（３）当社が指定する信用評価機関の信用評価において、支払いを怠るおそれがあるものとして当社が別に定める基準に該当するとき（WaiMAX契約者が当該信用評価機関への協力を拒んだことにより当社が信用評価を得られないときを含みます。）。

（４）次項の規定に基づき当社が求めた情報の提出に合理的な理由なく応じないとき。

（５）その他前各号に準ずる合理的な事由があるとき。

２　当社は、WaiMAX契約者に対し、預託金の必要性を当社が判断するために必要な貸借対照表及び損益計算書等財務状況に関する情報の提出を求めることがあります。この場合において、WaiMAX契約者は、その情報を書面により速やかに当社に提出していただきます。

３　預託金の額は、当社が別に定める額とし、当社が定める基準により適宜見直しを図るものとします。

４　前項の見直しにおいて、追加の預託金の預け入れが必要と当社が判断した場合は、WaiMAX契約者は、当社が定める期日までに、当社が請求した預託金を預け入れていただきます。

５　当社は、WaiMAX契約者に対して、預託金の預け入れを求める場合は、その理由を書面により通知するものとします。

６　当社は、WaiMAX契約者から預け入れられた預託金には利息を付さないものとします。

（預託金の返還）
第49条　預託金の預け入れを要する期間は、預託金が預け入れられてから１年間とします。
２　当社は、前項の期間満了時において、そのWaiMAX契約者について、前条第１項各号に定める事由のいずれにも該当しないことを確認できたとき又はWaiMAX契約者が同条第１項各号のいずれにも該当しないとする根拠を示し当社がそのことを確認できたときは、その預託金を預け入れた者に返還します。
ただし、その期間満了時において、当社が、そのWaiMAX契約者について、前条第１項各号に定める事由のいずれにも該当しないことを確認できないときは、預託金の預け入れを要する期間を更に１年間延長するものとし、以後の期間において同様に取り扱うものとします。
３　当社は、前２項の規定によるほか、そのWaiMAX契約の終了又はWaiMAX契約者の電気通信事業の譲渡に伴うWaiMAX契約上の地位の移転があった場合は、その預託金（次条の規定により債権額へ充当する場合には、その残額とします。）を預け入れた者に返還します。

（預託金による充当）
第50条　当社は、WaiMAX契約の終了又はWaiMAX契約者の電気通信事業の譲渡に伴うＵＱ卸契約上の地位の移転があった場合に、そのWaiMAX契約者がWaiMAX契約に基づき支払うべき債権額が残っているときは、その債権額に預託金を充当できるものとします。
２　当社は、前項の規定に該当しない場合には、当社が必要と判断したときを除き、債権額への預託金による充当を行いません。

第５節　割増金及び延滞利息

（割増金）
第51条　WaiMAX契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の２倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

（延滞利息）
第52条　WaiMAX契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年１４．５％の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第６節　端数処理

（端数処理）
第53条　当社は、料金その他の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。ただし、この規約に特段の定めがあるときは、その定めるところによります。

第８章　保守

（当社の維持責任）
第54条　当社は、当社の設置した電気通信回線設備を事業用電気通信設備規則（昭和６０年郵政省令第３０号）に適合するように維持します。

（Wai-MAX契約者の維持責任）
第55条　WaiMAX契約者は、特定データ通信機器を端末技術基準及び無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

（混信等の防止責任）
第56条　WaiMAX契約者は、自ら調達した特定データ通信機器を契約者回線に接続する場合は、電波法第５６条の規定に基づく他の無線局等への混信その他の妨害を防止するため、ＵＱＣ等の無線局の運用に協力していただきます。

（ＵＱ卸契約者の切分責任）
第57条　WaiMAX契約者は、特定データ通信機器が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その特定データ通信機器に故障のないことを確認のうえ、当社に当社の電気通信設備の調査の請求をしていただきます。

（修理又は復旧）
第58条　当社は、当社の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。
ただし、２４時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

第９章　損害賠償

（責任の制限）
第59条　当社は、WaiMAXサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのWaiMAX契約に係る全ての契約者回線が利用できない状態（そのWaiMAX契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、２４時間以上その状態が連続したときに限り、そのWaiMAX契約者の損害を賠償します。
２　前項の場合において、当社は、そのWaiMAX契約に係る全ての契約者回線が利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（２４時間の倍数である部分に限ります。）について、２４時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのWaiMAXサービスに係る基本使用料の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
３　前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、第４１条（基本使用料の日割り）の規定に準じて取り扱います。
４　当社は、WaiMAXサービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前３項の規定は適用しません。

（免責）
第60条　当社は、電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。
２　当社は、WaiMAXサービスに係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、WaiMAX契約者又は利用者が使用若しくは所有している特定データ通信機器（その特定データ通信機器を接続又は装着等することにより一体的に使用される電子機器その他の器具を含みます。）の改造又は交換等を要することとなった場合であっても、その改造又は交換等に要する費用については負担しません。
３　WaiMAX契約者は、ＭＶＮＯサービスの提供に支障が生じた場合において、それが如何なる理由によるものであっても、それに伴い発生する逸失利益又は利用者に対して行う損害賠償若しくは料金減免等により生じた費用について、当社に対して求償しないものとします。

第１０章　責務

（守秘義務）

第61条　当社及びWaiMAX契約者は、WaiMAXサービスの提供の業務にあたり、相互に知り得た相手方の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。ただし、法令上必要とされる場合は、相手方の書面による同意を得た場合、又は主務官庁より報告を要請された場合は、この限りではありません。

２　前項の規定は、WaiMAX契約が解除された場合においても有効に存続するものとします。

（相互協力）

第62条　当社及びWaiMAX契約者は、WaiMAXサービスの円滑な運営を図るため、WaiMAXサービスに係る業務に関して信義に従い誠実に対応することとし、相互に協力することとします。

（妨害の禁止）

第63条　当社及びWaiMAX契約者は、相互に電気通信設備に輻輳、障害その他損傷を与えないようにし、その電気通信サービスの提供の妨害を行わないように努めるものとします。

（特定電子メールの取扱い）

第64条　WaiMAX契約者は、特定電子メールの取扱いにあたって、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成１４年法律第２６号）第１０条に規定する情報の提供及び技術の開発又は導入に努めるものとします。

（需要予測の提供）

第65条　WaiMAX契約者は、当社から要請があった場合は、WaiMAX契約者のＭＶＮＯサービスに係る需要予測について、当社が指定する期間及び区分ごとに書面により提出していただきます。

（証明書類等の提供）

第66条　WaiMAX契約者は、そのWai-MAX契約に係る特定データ通信機器が端末技術基準及び電波法第３章で定める技術基準に適合していることを当社が確認するために必要な情報を書面により提出していただくことがあります。

（特定データ通信機器の改造等の禁止）

第67条　WaiMAX契約者は、特定データ通信機器を分解若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡してはならないものとします。
ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は特定データ通信機器の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。

（特定データ通信機器に係る位置情報の取扱い）

第68条　WaiMAX契約者は、位置情報（特定データ通信機器の所在に係る緯度及び経度の情報（端末設備等規則（（昭和６０年郵政省令第３１号）に規定する位置登録制御に係るものを除きます。）をいいます。以下同じとします。）を取得することができる特定データ通信機器を契約者回線へ接続するときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じていただきます。

（不適正行為の禁止）

第69条　WaiMAX契約者は、他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、法令に反し、又は他人の利益を害する態様でWaiMAXサービスを利用し、又はその利用者等に利用させてはならないものとします。

２　当社は、次の各号に掲げる行為にWaiMAX通信サービスが利用されたと判断した場合は、WaiMAX契約者が前項の規定に違反したものとみなします。

（１）当社若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
（２）他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為
（３）他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為
（４）他人になりすまして各種サービスを利用する行為
（５）他人の知的財産権その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
（６）他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
（７）他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
（８）猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
（９）無限連鎖講若しくは連鎖販売取引等を開設し、又はこれを勧誘する行為
(10) ＭＶＮＯサービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
(11) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
(12) 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
(13) 他人を欺き錯誤等に陥れ、他人の情報等を取得する行為又は取得する恐れのある行為
(14) 犯罪行為またはそれを誘発もしくは扇動する行為
(15) その他法令に違反する行為
(16) 前各号の規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

（利用者の行為に対する責任）

第70条　当社は、利用者がWaiMAXサービスを利用して行った行為は、そのWaiMAX契約者が行ったものとみなしてこの規約を適用します。

２　WaiMAX契約者は、利用者の不適切な行為を認知したときは、それを阻止するために必要な措置を速やかに実施していただきます。

３　WaiMAX契約者は、この規約に違反して利用者が行った行為により当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

（連絡体制の維持）

第71条　WaiMAX契約者は、当社が別に定める日及び時間帯において、当社と確実に連絡が取れるよう体制を維持していただきます。

（利用者への対応）

第72条　WaiMAX契約者は、ＭＶＮＯサービスに係る提供条件等について、自らの費用と責任において、その利用者に対して説明していただきます。

２　WaiMAX契約者は、ＭＶＮＯサービスに係る提供条件等について、利用者から問合せ若しくは苦情等があった場合又は利用者に対して変更の通知等を行う場合は、その原因の如何にかかわらず、自らの費用と責任において適切に対応していただきます。

３　当社は、利用者からＭＶＮＯサービスに関する問合せ又は苦情等を受けた場合は、そのWaiMAX契約者の連絡先を利用者へ案内するものとします。この場合において、当社は、その案内に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。

４　当社は、当社が利用者からの問合せ又は苦情等に対応せざるを得なかった場合は、その対応に要した費用をWaiMAX契約者に求償できるものとします。

（無線事業における利用の禁止）
第73条　WaiMAX契約者は、この規約により提供を受ける契約者回線について、自らが行う無線事業（事業法施行規則に定める公衆無線ＬＡＮアクセスサービス、携帯電話又はＰＨＳに係る電気通信事業をいいます。以下同じとします。）の用に供してはならないものとします。

（再卸の禁止）
第74条　WaiMAX契約者は、当社から提供を受けたＵＱ卸通信サービスを、他の電気通信事業者の電気通信事業の用に供してはならないものとします。

（検査等のための特定データ通信機器の持込み）
第75条　WaiMAX契約者は、次の場合には、その特定データ通信機器を、当社が指定した期日に当社が指定するサービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。
（１）第２６条（特定データ通信機器の接続）から第２９条（特定データ通信機器の電波法に基づく検査）の規定に基づいて特定データ通信機器の検査等を行うとき。
（２）その他当社が必要と認めるとき。

第１１章　雑則

（承諾の限界）
第76条　当社は、WaiMAX契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この規約において特段の規定がある場合には、その規定によります。

（他の電気通信事業者への通知）
第77条　WaiMAX契約者は、第９条（WaiMAX契約者が行う契約の解除）、第１０条（当社が行う契約の解除）又は第１１条（契約の終了）の規定に基づきWaiMAX契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、他の電気通信事業者（ＵＱＣが定めるＵＱ通信サービス契約約款の相当する規定に掲げる者に限ります。）からの請求に基づき、名称、住所、連絡先の電話番号及び支払状況等の情報（WaiMAX契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

（WaiMAX契約者に係る情報の利用）
第78条　当社は、WaiMAX契約者に係る名称、代表者の氏名、住所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社の規約等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲（WaiMAX契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。

（適合確認テストに合格していない特定データ通信機器の利用）
第79条　WaiMAX契約者は、適合確認テスト（特定データ通信機器が当社の要求項目に適合していることを確認するためのテストであって、当社が別に定めるところにより行われるものをいいます。以下同じとします。）に合格していない特定データ通信機器を契約者回線に接続しようとするときは、あらかじめ当社に協議を申し入れていただきます。
２　当社は、前項の申入れがあった場合には、その特定データ通信機器に対応するWaiMAXサービスの料金その他の提供条件について、そのWaiMAX契約者と協議を行います。この場合において、当社は、その協議が調い、必要な準備が完了するまでの間、その特定データ通信機器による通信の利用を制限します。

（技術参考資料等の掲示）

第80条　WaiMAX通信サービスの利用に関する技術条件等については、ＵＱＣが、ＵＱＣ所定のＷＥＢサイトに掲示する資料（以下「技術参考資料等」）に記載の内容に従うものとします。

２　WaiMAX契約者は、契約者の承諾なしに技術参考資料等の内容が変更され、この場合の提供条件は、変更後の技術参考資料等によることを了承するものとします。

３　前項の場合において、当社は、あらかじめWaiMAX契約者にその変更内容を通知するものとします。

（書面解除時の特例措置）

第81条　当社は、WaiMAX契約者が事業法第２６条の３の規定に基づく利用者からの申出に伴って回線契約を解除し又は基本使用料の料金種別の変更を取り消そうとする場合であって、当社が別に定める方法により下表の中欄に規定する受付期間内にその旨の申出を行ったときは、その回線契約について、この規約の他の条項の規定にかかわらず、同表の右欄に規定する取扱いを行います。

区　　別	受付期間	書面解除時の取扱い
（１） 回線契約を解除する場合	提供開始日から起算して１８日を経過するまでの間	その契約解除までに提供されたWaiMAXサービスの料金（事業法施行規則第２２条の２の９第１号の規定に準じて算出した額とします。）及び登録料以外の料金の支払いを要しません。
（２） 基本使用料の料金種別の変更（契約移行によるWaiMAX契約の申込みを含みます。）を取り消す場合	変更後の料金種別の適用を開始した日から起算して１８日を経過するまでの間	速やかに変更前の状態に復します。 この場合、WaiMAX契約者は、変更後の料金種別の適用を開始した日に遡って、変更前の料金種別に基づき算出した料金の支払いを要します。

（法令に規定する事項）

第82条　WaiMAXサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

（合意管轄裁判所）

第83条　この規約に関する訴訟については、盛岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（準拠法）

第84条　この規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

料金表

第１表　WaiMAXサービスに関する料金第１基本使用料

１　適用

基本使用料の適用については、第４０条（基本使用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

<table>
<tr><th colspan="2">基本使用料の適用</th></tr>
<tr><td>（1）
基本使用料の
料金種別の選択</td><td>ア 基本使用料には、次の料金種別があります。
（ア）第１種WaiMAXサービスに係るもの
<table><tr><th>基本使用料の料金種別</th></tr><tr><td>ＷａｉＭＡＸ５Ｇ・無制限プランⅡ</td></tr></table>（イ）第２種WaiMAXサービスに係るもの
<table><tr><th>基本使用料の料金種別</th></tr><tr><td>ＷａｉＭＡＸ５Ｇ　ＳＡ・無制限プラン</td></tr></table>イ WaiMAX契約者は、回線契約の申込みに際して、基本使用料の料金種別を選択していただきます。
ウ WaiMAX契約者は、基本使用料の料金種別を変更するときは、そのことを当社が別に定める方法によりサービス取扱所に申し込んでいただきます。
エ 当社は、ウの申込みがあった場合は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。
ただし、業務の遂行上やむを得ないときは、この限りでありません。</td></tr>
<tr><td>（2）
WaiMAXサービスに係る通信利用制限の取扱い</td><td>ア WaiMAXサービスの契約者回線については、スタンダードモードによる通信に係る情報量を、第３５条（通信利用の制限）第２項に定める累計課金対象データ量の集計から除外します。
イ WaiMAXサービスの契約者回線に係るスタンダードモードによる通信については、総量速度規制を行いません。
ウ WaiMAXサービスの契約者回線については、ＷｉＭＡＸ２＋基地局設備の混雑状況によりＷｉＭＡＸ２＋通信の伝送速度を制限する場合があります。</td></tr>
</table>

２　料金額

（１）第１種 WaiMAXサービスに係るもの

１回線契約ごとに月額

区　　分	料金額
ＷａｉＭＡＸ　５Ｇ・無制限プランⅡ	4,500円（税込4,950円）

（２）第２種 WaiMAXサービスに係るもの

１回線契約ごとに月額

区　　分	料金額
ＷａｉＭＡＸ　５Ｇ　ＳＡ・無制限プラン	4,500円（税込4,950円）

第２　プラスエリアモードオプション料

１　適用

プラスエリアモードオプション料の適用については、第４２条（プラスエリアモードオプション料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

プラスエリアモードオプション料の適用	
（１）適用除外	ア WaiMAX契約者は、第１種WaiMAXサービスから第２種WaiMAXサービスへの契約移行があった日を含む料金月において、契約移行前及び契約移行後の回線契約のそれぞれでプラスエリアモードによる通信を行った場合、その料金月の第１種WaiMAXサービスの回線契約に係るプラスエリアモードオプション料の支払いを要しません。

２　料金額

１回線契約ごとに月額

区　　分	料金額
プラスエリアモードオプション料	1,000円（税込1,100円）

第３　ユニバーサルサービス料

１回線契約ごとに月額

区　　分	料金額
ユニバーサルサービス料	ＵＱＣのＵＱ通信サービス契約約款に定めるユニバーサルサービス料と同額

第４　電話リレーサービス料

１回線契約ごとに月額

区　　分	料金額
電話リレーサービス料	ＵＱＣのＵＱ通信サービス契約約款に定める電話リレーサービス料と同額

第５　手数料

１　適用

手数料の適用については、第４３条（手数料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

（１）手数料の適用	
料金種別	内容
登録料	回線契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
契約移行手数料	回線契約の申込みをし、その承諾を受けた場合であって、その回線卸契約が契約移行により締結されたものであるときに支払いを要する料金
ＵＩＭカード再発行手数料	ＵＩＭカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなＵＩＭカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
譲渡事務手数料	WaiMAX契約者の電気通信事業の譲渡に伴う契約上の地位の移転の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
（２） 登録料の適用除外	
WaiMAX契約者は、その料金契約の申込みが契約移行に係るものであるときは、登録料の支払いを要しません。	

２　料金額

区　　分	単　　位	料金額
登録料	１回線契約ごとに	4,000円（税込4,400円）
契約移行手数料	１回線契約ごとに	4,000円（税込4,400円）
ＵＩＭカード再発行手数料	１枚ごとに	3,000円（税込3,300円）
譲渡事務手数料	１回線契約ごとに	3,000円（税込3,300円）

別表　オプション機能

種類	提供条件	
５Ｇ　ＳＡ オプション	５Ｇ　ＳＡ（スタンドアローン）による通信を行うことができる機能をいいます。	
		（１）　第２種WaiMAXサービスの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。 （２）本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

別記

１　請求があったものとみなして取り扱うオプション機能

区　　分	オプション機能
第２種 WaiMAXサービス	５Ｇ　ＳＡオプション

２　WaiMAX+5Gサービスを提供する会社

わいわいネット株式会社
（問い合わせ先）
ＴＥＬ：０１９７－３１－２２８８
ＦＡＸ：０１９７－３１－１６１８
メール：info@waiwai-net.ne.jp
受付時間：９：００～１７：００
営業日：月～金（祝日、年末年始は除く）